

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 土地改良区の定款の変更を認可した件 四三
- 県営土地改良事業計画を変更した件二件 四三
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 四三
- 道路の区域を変更する件 四三

**公 告**

- 都市計画事業の認可の告示があった件 四三
- 一般競争入札を行う件 四四
- 福島県選挙管理委員会 四四
- 不在者投票のできる施設として指定した件 四五

## 告 示

### 福島県告示第五百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、伊達西根堰土地改良区から平成二十七年六月十六日付けで申請のあった定款の変更について、同年七月六日認可した。

平成二十七年七月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

### 福島県告示第五百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、沖内地区に係る県営特定農業用管水路等特別対策事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月十四日

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業変更計画書の写し
- 三 縦覧の期間  
平成二十七年七月十五日から  
年八月三日まで（二十日間）
- 四 縦覧の場所  
同 須賀川市役所及び天栄村役場

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

### 福島県告示第五百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、皮籠地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地防災事業（ため池等整備事業））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業変更計画書の写し
- 三 縦覧の期間  
平成二十七年七月十五日から  
年八月三日まで（二十日間）
- 四 縦覧の場所  
同 白河市役所

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

### 福島県告示第五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年七月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 二 二本松市西新殿字松倉一、一三、一一四、一一五の一、一二八の一、一二九の一
- 三 指定の目的
- 四 土砂の流出の防備
- 五 指定実施要件
- 六 立木の伐採の方法
  - 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。  
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。)  
 (森林保全課)

福島県告示第五百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十七年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小名 浜四倉線	いわき市小名浜字本町 六四番地先から 同 市小名浜字本町 六四番地先まで	変更前 変更後	一〇・〇ㄱ 一〇・〇 一〇・〇ㄱ	六・七 六・七
		変更後	一〇・〇ㄱ 三四・三	六・七

(道路計画課)

公 告

公告第百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年七月十四日

福島県知事 内堀雅雄

都市計画事業の 種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在

県南都市計画道路 事業三・五・ 百六号白河駅白 坂線	福島県	白河市昭和町二 六九番地 福島県南建設 事務所	収用の部分 福島県白河市 手代町、袋町及び向新蔵地 内 使用の部分 福島県白河市 手代町、袋町及び向新蔵地 内
-------------------------------------	-----	----------------------------------	--

(まちづくり推進課)

**公告第165号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年7月14日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ゲルマニウム半導体測定装置 2式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年2月29日（月）
- (4) 納入場所 福島県環境創造センター（仮称）南相馬市施設本館

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年8月7日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において平成27年7月14日（火）から同年8月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び同年7月20日（月）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札書の提出場所等**

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年7月27日（月）午後3時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年8月25日（火）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年8月24日（月）午後5時までに必着のこと。）

**6 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

**7 入札に参加を希望する者に要求される事項**

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に闕し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

**8 入札の無効**

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

**9 その他**

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : High resolution germanium spectroscopy system 2sets
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 25 August 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 24 August 2015
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十六号  
 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六条、第百十四条、第百七条若しくは第百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十七年七月一日次のとおり指定した。  
 平成二十七年七月十四日

福島県選挙管理委員会  
 委員長 菊地 俊彦

施設の名 称	施設の所 在 地
介護付有料老人ホームいまいずみ荘 特別養護老人ホーム南東北グランプラ ス八山田	郡山市富田町中ノ目一一番地の一 郡山市富久山町八山田字土布池五五番地の 一